

令和3年5月7日

習志野市議会議長 田中 真太郎様

「本大久保1丁目548番131における開発事業計画に関し地方自治法第百条に基づく調査委員会の設置を求める陳情」

住所

習志野市本大久保1-14-23

氏名

細川 仁司

電話番号

XXXXXXXXXX

【陳情の要旨】

標記開発について、開発事業主である習志野市津田沼5-10-1株式会社 ホームクレバ
ー代表取締役 都築 光正より近隣住民へ令和2年4月28日（火）に「開発行為施行同意
書」を何の説明もなく、後日押印したものを回収に来るとだけ言って手渡されました。さら
に「習志野市開発指導要綱」に則しない非人道的な進め方について不信感を抱いたことから、
習志野市に許可申請等の同意事務等における適正かつ厳格な指導を求めることを目的とし
て、令和2年8月12日付で近隣住民代表 細川 仁司、他6名による「本大久保1丁目5
48番131における開発事業に対する要望書」（別紙1）を習志野市長宛に提出し、さら
に地域の本一町会 XXXXXXXX 町会長をはじめとした町会員389筆による要望書（別紙2）
の提出を行ったところです。

しかしながら習志野市からは、令和2年9月3日付で習志野市長から回答（別紙3）があ
り、その内容については回答としては明確なものではなく抽象的であり、私たち市民が納得
できる回答とは程遠いものであり、また、関係各課からの回答は一切得ることができません
でした。

このようなことから、習志野市の関係各課での事前協議事項などの進捗状況を危惧したこ
とから、令和2年9月10日付で習志野市長宛に質問状（別紙4）の提出を行うも未だ適正
な回答を得ることができておりません。

習志野市によるこのような対応は、地方自治法で定義されている地方公共団体における民
主的かつ能率的な行政運営の確保の他、その事務を処理する基本的な姿勢である、住民の福
祉の増進に努めその行政力をもって最大の効果を挙げるようにしなければならないといっ
た、地方自治法の根底に基づくものではありません。

また、同問題に対応する習志野市の行政運営に対する姿勢は、地方公務員法による、第三
十条（サービスの根本基準）すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且
つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

第三十一条（服務の宣誓）職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。第三十三条（信用失墜行為の禁止）職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第三十四条（秘密を守る義務）職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第三十五条（職務に専念する義務）職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

以上のような、地方自治を運営するための各法律に対して明らかに違反し、対応についても大きな疑念を持つところであります。

よって、同問題に対する行政運営の真相解明を調査するため、地方自治法第百条に基づく調査特別委員会を設置し、速やかに明確な回答と適正な市政運営を求めるため、ここに陳情いたします。

【陳情の理由】

陳情の要旨としていることは、行政の対応が市民を冒涇する行為であり、習志野市の行政運営について糾明する必要があります。習志野市長からの回答は行政訴訟の対象となるという言い訳をし、市民からの要望から逃げているもので誠意かつ責任のあるものではありません。

このような習志野市に対して、我々の納めた税金を使うことは許されることなく、習志野市長他、習志野市関係職員は地方公務員としての資質を疑わざるを得ません。

よって、同問題の解決はもとより市政としてのあり方について、不信感を持っていることが、本陳情を行う理由であります。

【陳情項目】

地方自治法第百条に基づく調査特別委員会を設置し、速やかに明確な回答と適正な市政運営を求めます。



2021年 5月14日

「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書

住 所 千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館

団 体 名 子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会

千葉県市町村教育委員会連絡協議会

千葉県都市教育長協議会

千葉県町村教育長協議会

千葉県PTA連絡協議会

千葉県小学校長会

千葉県中学校長会

千葉県公立学校教頭会

千葉県養護教諭会

千葉県学校事務研究協議会

千葉県学校栄養士会

千葉県高等学校長協会

千葉県特別支援学校長会

千葉県高等学校教頭・副校長協会

千葉県特別支援学校副校長・教頭会

千葉県退職校長会

千葉県公立学校事務長会

千葉県公立高等学校事務職員会

千葉県高等学校PTA連合会

千葉県退職教職員の会

千葉県退職女性教職員の会

千葉県教職員組合

会 長

秋田 秀博

習志野市議会議長

田 中 真 太 郎 様



【陳情事項】

2022 年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における 2022 年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

【陳情理由】

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模な災害、そして、新型コロナウイルス感染症の拡大と立て続けに発生しました。災害からの復興・感染症の克服は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2022 年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

1. 災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
2. 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
6. 老朽化等による危険をとまなう校舎・ブロック塀の改築や、更衣室、洋式トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
7. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、財政措置を講じること
8. 感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること

など

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

2021年 5月 14日

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書

住 所 千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館

団 体 名 子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会

千葉県市町村教育委員会連絡協議会

千葉県都市教育長協議会

千葉県町村教育長協議会

千葉県PTA連絡協議会

千葉県小学校長会

千葉県中学校長会

千葉県公立学校教頭会

千葉県養護教諭会

千葉県学校事務研究協議会

千葉県学校栄養士会

千葉県高等学校長協会

千葉県特別支援学校長会

千葉県高等学校教頭・副校長協会

千葉県特別支援学校副校長・教頭会

千葉県退職校長会

千葉県公立学校事務長会

千葉県公立高等学校事務職員会

千葉県高等学校PTA連合会

千葉県退職教職員の会

千葉県退職女性教職員の会

千葉県教職員組合

会 長 秋田 秀博

習志野市議会議長

田 中 真 太 郎 様



【陳情事項】

2022年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

【陳情理由】

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちとりまく教育環境にも格差が生じています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれもあります。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

習志野市議会議員 清水 大輔様

習志野演習場へのオスプレイ飛来及び訓練と

船橋市・八千代市・習志野市上空通過に反対する陳情書

2021年 5月31日

どこの空にもオスプレイはいらない@ナラシノ

代表 沖山 槇子

住所 習志野市秋津3-2-8-4

電話

【陳情趣旨】

陸上自衛隊のV22オスプレイが昨年7月から今年の5月にかけて7機配備され、残りの10機も今年度中には配備される計画です。すでに基地上空で飛行訓練が行われました。昨年5月に防衛省が木更津市に提出した文書には基地の整備能力を3～4機から10機に引き上げ、そのための格納庫も二つ造ると書かれています。

昨年8月に北関東防衛局は11月ごろから関東一帯の上空で操縦訓練を行うことを想定していると発表しています。さらに防衛省は、「早朝・夜間・低空の飛行訓練なども、やむを得ず住宅地、病院などの上空を飛行する場合もあることをご理解いただきたい」と、千葉県上空を危険なオスプレイが自由に飛び交い、訓練することを表明しています。私たちは木更津駐屯地にオスプレイが恒久的に配備されることを強く危惧しています。

オスプレイは製造段階から事故を繰り返し欠陥機と言われ、何回も墜落事故や緊急着陸を繰り返しています。また騒音等によって周辺住民の平穏な生活を奪います。最近も木更津基地上空でのホバリング中警告が表示されたというトラブルが発生しています。

習志野市、船橋市、八千代市の3市市長はオスプレイが3市市内いずれかの上空を通過する場合は、事前に防衛省から3市市議会及び地元住民に対し、オスプレイの飛来や運行のあり方、機体の安全性、生活環境への影響等について十分説明するよう、強く要請しています。

上記3市の市民の命と安全、暮らしと財産を守るため私たちはオスプレイの訓練と3市上空通過に強く反対しています。したがって、市長に対して以下の4つの事項を議会から要請して下さい。



【陳情事項】

1. オスプレイの訓練について市として積極的に情報を収集し、現状を市民に公開してください
2. 防衛省を呼んで習志野市において公開の場で説明会を実施してください
3. 習志野演習場での訓練や3市上空を通過することのないよう防衛省に求めてください
4. 木更津駐屯地へのオスプレイの暫定配備に習志野市として撤回の声を上げてください

2021年 6 月 1 日

習志野市議会議長 清水 大輔 様

全日本年金者組合 習志野支部

支部長 山川 禎一

習志野市実硯5-20-2

電話: [REDACTED]

75 歳以上の医療費窓口負担 2 割化に反対する陳情書

政府は昨年 12 月 15 日の閣議で、75 歳以上の高齢者が医療機関の窓口で、支払う自己負担額を現行の 1 割負担から「2 割」負担に引き上げることを決めました。

高齢者の収入(所得)は 8 割が公的年金で占め、約 7 割の所帯は公的年金のみで生活しています。その年金も安倍政権下で実質 6.4%も減額され、さらにマクロ経済スライド政策により、毎年1%も減らされています。

高齢化による体力の衰えによって医者通いも多くなり、医療機関窓口での自己負担 2 割化(倍加)は、経済的負担が多く、受診抑制を起こしかねず、高齢者の生存権を脅かしかねません。

ついては上記趣旨に基づき、下記事項について陳情致しますので、「地方自治法第 99 条に基づき、国、関係省庁に「意見書」を提出していただくよう要請いたします。

「陳情項目」

「75 歳以上の医療機関窓口負担の自己負担 2 割化に反対、原則 1 割負担の継続を求める意見書」を提出すること。



習志野市議会議長 清水 大輔 様

日本政府に選択的夫婦別姓の導入など、

一日も早い民法改正を求める意見書提出についての陳情

2021年 6月 1日
新日本婦人の会 習志野支部
支部長 梅澤明子
住所 鷺沼 2-9-50-207

【陳情理由】

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実です。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。夫婦同姓を強制している国は日本以外にはなく、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。

国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告しています。法制審議会が1996年に選択的夫婦別姓の民法改正の要綱を答申していますが、25年間たなざらしのままです。

2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示し、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しました。すでに5年以上が経過し、地方議会からも早期改正の意見書が次つぎあがっており、一日も早い国会の対応が求められます。

習志野市においても、政府に意見書を提出していただくよう、お願いいたします。

【陳情項目】

日本政府に選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を提出してください。



習志野市議会議長 清水 大輔 様

核兵器禁止条約に署名・批准を国に求める意見書提出についての陳情

2021年 6月 1日
新日本婦人の会 習志野支部
支部長 梅澤明子
住所 鷺沼 2-9-50-207

【陳情理由】

核兵器禁止条約は、2017年7月7日、国連加盟国の3分の2にあたる122か国の賛成で採択され、国連創立デーの2020年10月24日、発効に必要な50か国の批准を達成し、2021年1月22日に効力を発することになりました。

条約は前文で、「ヒパクシャの許容しがたい苦しみと被害に留意」し、「核兵器のいかなる使用も人道の原則に反する」と明記し、開発、実験、生産、保有、使用と威嚇まで、核兵器にかかわるあらゆる活動を全面的に禁止しています。「原子力兵器の撤廃」を掲げた国連総会の第1号決議（1946年1月）の実現へ、歴史的な一歩です。核兵器を違法とする初の国際条約ができることにより、自国の「安全保障」を理由に核兵器を持ち続けることは正当化できなくなりました。

国連のグテレス事務総長は、条約の発効が確定したことを受け、「この条約を強く求めてきた多くの核爆発や核実験の被害者に捧げられるもの」であり、「核兵器の使用がもたらす破滅的な人道上の結末に注意を向けさせてきた、世界中の運動の成果」だと述べました。心と体に癒えることのない傷を抱えながら、自らの体験を語り「人類と核兵器は共存できない」と訴えてきた広島・長崎の被爆者とともに「核兵器のない世界」をめざしてきた日本と世界の市民社会、国連や各国政府の共同の力でつくった条約です。

世界が核兵器廃絶へ大きな一歩を踏み出す中、日本政府は「保有国と非保有国を分断するもの」などと、核兵器禁止条約に反対し続けています。「唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶をリードする」と言いながら、核兵器廃絶への道筋を示した核兵器禁止条約に背を向ける日本政府の姿勢は、国際的にも厳しく批判されています。世論調査では7割の国民が日本は核兵器禁止条約に参加すべきだとしています。国際社会と国民の声に応え、日本はただちに核兵器禁止条約に署名・批准し、唯一の戦争被爆国としての役割を果たすときです。

政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書を採択した地方議会は560に達しました。習志野市においてもぜひ意見書を提出していただくよう、お願いいたします。

【陳情項目】

日本政府は、2017年7月7日国連で採択され、2021年1月22日に発効した核兵器禁止条約にただちに調印、批准し、唯一の被爆国として核兵器全面禁止・廃絶責務を果たすよう、総理大臣・外務大臣あてに意見書の提出を陳情します。



国の2030年エネルギー基本計画改定に関する陳情書

●陳情趣旨

2021年3月、東京電力㈱福島第一原子力発電所事故から10年の節目を迎えました。事故の収束もいまだ見えず、巨大なリスクを抱える原子力発電は廃止すべきと考えます。また、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電の温存政策は、持続可能な脱炭素社会に逆行するものであることから、石炭火力発電は段階的に廃止すべきものと考えます。2050年カーボンニュートラル実現の鍵は、エネルギーの効率化と共に再生可能エネルギーの大幅な拡大をいち早く進めることです。

以上の理由により、現在、検討が進められている次期エネルギー基本計画の改定にあたり、貴議会から下記の事項について、国に働きかける意見書の提出を陳情します。

●陳情項目

- 1 国は、次期エネルギー基本計画で年度の再生可能エネルギー電力目標を60%以上、2050年度は100%としてください。
- 2 国は、巨大なリスクを抱える原子力発電は即刻廃止し、温室効果ガスの排出源である石炭火力発電は段階的に2050年までに廃止してください。
- 3 国は、脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーを強力に推進する政策への転換を早急に進めてください。

2021年6月 / 日

住所 千葉市美浜区真砂 5-21-12
団体名 生活クラブ生活協同組合千葉
氏名 理事長 福住 洋彦
電話番号 [REDACTED]

習志野市議会議長 清水 大輔 様

